

## 栄養教諭免許科目履修生（本学外の卒業生）の受け入れについて

### 1. 経緯および受け入れの意義

現在、栄養士・管理栄養士養成施設の閉科等が相次ぐ中、免許取得に必要な単位を修得できる場が減少しています。こうした状況下で、大阪府堺市内で勤務する学校栄養職員の方より、栄養教諭への免許移行を目的とした本学での科目履修について、強い要望をいただきました。

栄養教諭制度は2005年（平成17年）4月の学校教育法一部改正により、従来の「給食管理」を主とする学校栄養職員から、食に関する専門知識を持ち「教壇で直接指導ができる」職として新設されました。現職の栄養職員がキャリアアップ（一種・二種免許状の取得）を図ることは、地域における食育の充実につながるものであり、本学が学びの場を提供することは社会貢献の観点からも意義深いと考えられます。

### 2. 免許取得のための移行措置（教育職員免許法第6条 別表第8）

現職の学校栄養職員（実務経験3年以上）が免許を取得する場合、以下の要件を満たす必要があります。

- 管理栄養士免許保有者（一種取得）：在職3年 + 10単位以上
- 栄養士免許保有者（二種取得）：在職3年 + 8単位以上

※他教科の教員免許を既に保有している場合は、さらに単位が軽減される場合があります。

受講希望者は、事前に各都道府県教育委員会で「授与検定（別表第8による免許取得）」のための相談を受け、「どの科目が何単位不足しているか」が明記された書類（または相談メモ）を出願書類と一緒に提出すること。

### 3. 本学における開設科目と履修モデル

免許法に基づき、本学の既存科目を以下の通り対応させます。

単位区分	必須 単位	栄養教諭一種（基礎資格：管理栄養士） 栄養教諭二種（基礎資格：栄養士） 科目名	本学で取得する科目(案)	単位数
栄養に係る教育科目	2単位	①栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 ②幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 ③食生活に関する歴史的及び文化的事項 ④食に関する指導の方法に関する事項	①②③学校食教育論Ⅰ  ④学校食教育論Ⅱ	2単位  2単位
教育の基礎的理解科目	8単位 (一種) 6単位 (二種)	第三欄 教育の基礎的理解に関する科目(1単位以上) ①教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ②教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) ③教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ④幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ⑤特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	①教育原理 ②教職入門 ③教育制度論 ④生徒指導論 ⑤特別支援教育	2単位 2単位 1単位 2単位 1単位

	⑥教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。) 第四欄 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目(1 単位以上) ①道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容 ②教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ③生徒指導の理論及び方法 ④教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 第五欄 教育実践に関する科目(1 単位以上) ①栄養教育実習 ②教職実践演習	⑥教職課程論 ①道徳教育の理論と方法 ②情報技術を活用した教育の理論及び方法 ③生徒指導論 ④教育相談の基礎 ①栄養教育実習 ②教職実践演習(栄養教諭)	1 単位 1 単位 2 単位 1 単位 2 単位 2 単位 1 単位 2 単位
--	---	--	--

【履修上の注意】 第3 欄(基礎的理解)、第4 欄(道徳・指導等)、第5 欄(実践)の各区分から**少なくとも1 単位以上**を修得し、合計で必要単位数(10 または 8 単位)を満たす必要があります。

#### 4. 今後の検討および確認事項

本受け入れに際し、以下の点について調整・確認が必要です。

・学外実習(栄養教育実習)の取り扱い

- ①現職特例により実習が免除・代替されるケースがあるため、都道府県教育委員会への確認を要します。
- ②実習が必要となる場合、実習先の確保は原則として履修生本人の責任において行うことを条件とします。

・選考・出願書類について

- ①人物評価および勤務状況の把握のため、出願時に職場の上司等による推薦書と平日の通学許可に関する書類の提出を求めます。

・受け入れ定員と選考方法

本学学生の履修を優先した上で、教育環境を阻害しない範囲での受け入れ人数を設定します。